

幕別町農業振興公社からお知らせ

第三者農業経営継承について

「第三者農業経営継承」とは、後継者のいない農家が保有する経営資産（農地、機械、施設等）、営農技術等（栽培および飼養管理技術、販路、経営管理ノウハウ等）を地域の関係機関が支援し、第三者である就農希望者に継承することを目的としたものです。詳しくは、幕別町農業振興公社へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 公益財団法人幕別町農業振興公社
電話 57-2711 FAX 57-2716

．．．．．第三者農業経営継承の流れ．．．．．

経営継承希望者の登録

北海道農業公社担当者と事前に面談を行い、登録を申込みます。

経営移譲希望者の登録

幕別町農業振興公社を経由して、北海道農業公社に登録を申込みます。

顔合わせ・事前体験（1～2週間程度）1農場に複数の経営移譲者派遣も

体験中は無報酬、原則として移譲者宅に宿泊します。また、農場までの交通費は、体験者の自己負担となります。

体験費用の一部助成として、農場側に1人あたり上限2万円を助成します。（体験者は、全国農業会議所が負担する傷害保険に加入します。）

両者の合意（マッチング）の後、技術・経営継承実践研修（6ヶ月～4年）

研修にあたって、農の雇用事業を活用する場合は「雇用契約」を締結します。

農の雇用事業活用により、新規就業者に対する研修費等として、年間最大120万円を助成します（新法人設立支援タイプで最長48カ月）。

コーディネーターチーム（町・農業委員会・JA・普及センター）の設置・支援

進行状況の確認・助言、経営継承合意書の作成支援等を行います。
必要に応じ税理士などの専門家を派遣し、権利関係を明確にします。

経営継承合意書の締結

経営継承の開始

第三者農業経営継承に係る登録対象者の要件

【移譲希望者の要件】

- ①概ね年間を通じて農業を営み、農業生産による農畜産物の販売収入のある者で、後継者がおらず、今後5年以内に経営を中止する意向があること。
- ②農業経営を第三者に移譲する意思があること。
- ③継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウの習得のための指導を適切に行い、後継者として育成する意思と能力を備えていること。
- ④継承希望者に対して、必要な時期に資産や負債の状況を含めた経営状況を積極的に開示する意思があること。
- ⑤継承後の経営が順調に営まれるように必要な助言を行い、販売先や屋号、信用といった無形資産の継承を行う意思があること。
- ⑥過去に、雇用および研修に関して、法令違反等のトラブルがないこと。ただし、是正され1年を経過した場合を除く。
- ⑦認定農業者または認定新規農業者であること。認定農業者でない場合は、継承する経営

内容が専業経営として生計を立てられる規模であること。

- ⑧家族の同意と地域農業者の合意形成が図られていること。
- ⑨経営継承に関する調査に協力すること。

【継承希望者の要件】

- ①現在、自ら農業経営を行っていない者であること。
- ②経営継承の研修開始時点で原則45歳未満の者であること。
- ③原則、夫婦（結婚予定者含む）または2人以上で就農を目指すこと。
- ④経営移譲を希望する農業経営を継承し、地域の担い手になる強い意志を有していること。
- ⑤移譲希望者の正社員または役員でないこと。
- ⑥法人でないこと。
- ⑦移譲希望者の親族（3親等以内）でないこと。
- ⑧経営継承に関する調査に協力すること。

交流会のお知らせ

幕別町では農業後継者を対象に、独身農業後継者で組織する「クラブアップル」が主催する『交流会』と、町農業振興公社主催の小規模交流会、通称『農コン』を開催しています。これから開催予定の交流会と、過去5年間の交流会や個別紹介による成婚数をお知らせします。

♥クラブアップル交流会♥

- ・日 時 平成30年12月7日（金）
午後7時～
- ・内 容 「イン・ザ・スイート」での食事会
- ・募集人数 9人（20～35歳の町内独身農業者）

♥農コン（小規模交流会）♥

- ・日 時 平成30年11月16日（金）
午後7時30分～
- ・内 容 「イン・ザ・スイート」での食事会
- ・募集人数 5人（35～49歳の町内独身農業者）

◆問い合わせ・申込先 公益財団法人幕別町農業振興公社
電話 57-2711 FAX 57-2716
URL <http://www.makubetsu-nsk.com/>

★農業後継者成婚数の推移

年度	成婚数	うち公社の事業（グリーンパートナー対策事業）による成婚数		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H25	6	1		2
H26	4	2		
H27	10	1	2	1
H28	8	1		1
H29	7	1		1